



議題2 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改訂 及び環境省関係浄化槽法施行規則の改正について

令和7年3月25日



環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
指導普及係長 佐藤 亮真



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

1. 特定既存単独処理浄化槽の現状

①現状の適用状況

- ◆ **特定既存単独処理浄化槽（特定既存）**とは、放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽。都道府県知事は管理者に対して、必要な措置をとるよう助言・指導・命令等の措置を行う。
- ◆ R2年度の改正法施行以来、鹿児島県では法定検査と組み合わせた形で特定既存を積極的に活用。R4年度末までに約400基弱を特定既存として指導。
- ◆ 鹿児島県以外では適用実績が乏しく、環境省では特定既存の措置適用拡大に向けて環境大臣指針の改正等を予定。

◆ 鹿児島県における特定既存の判定基準

特定既存単独処理浄化槽と判定される浄化槽

- ・本体が漏水しているもの
- ・構造上、設置上の不具合があり、放流BODが120mg/lを超過しているもの
- ・全ばっ気方式で著しく汚泥が流出しているもの
- ・消毒装置の破損・欠落等により、処理水が未消毒のまま定常的に放流されているもの



合併処理浄化槽への転換や下水道等への接続を促進

都道府県名	特定既存単独 処理浄化槽の基数	都道府県名	特定既存単独 処理浄化槽の基数	都道府県名	特定既存単独 処理浄化槽の基数
北海道	0	石川県	0	岡山県	0
青森県	0	福井県	0	広島県	0
岩手県	1	山梨県	0	山口県	0
宮城县	0	長野県	1	徳島県	0
秋田県	0	岐阜県	0	香川県	0
山形県	0	静岡県	0	愛媛県	0
福島県	0	愛知県	0	高知県	0
茨城県	0	三重県	0	福岡県	0
栃木県	0	滋賀県	0	佐賀県	0
群馬県	0	京都府	0	長崎県	0
埼玉県	0	大阪府	0	熊本県	0
千葉県	0	兵庫県	0	大分県	0
東京都	0	奈良県	0	宮崎県	0
神奈川県	0	和歌山县	0	鹿児島県	384
新潟県	0	鳥取県	0	沖縄県	0
富山县	0	島根県	0	小計	386

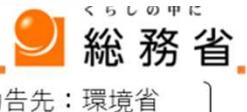
特定既存単独処理浄化槽の基数

※令和5年度指導普及調査から一部更新して作成

1. 特定既存単独処理浄化槽の現状

②【総務省行政勧告】浄化槽行政に関する調査

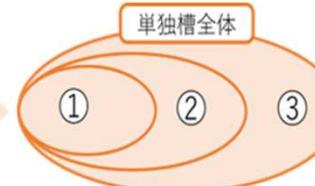
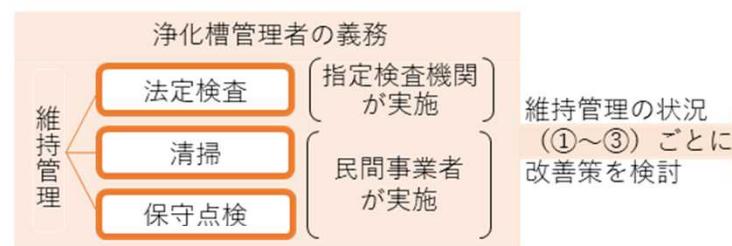
浄化槽行政に関する調査結果（概要）



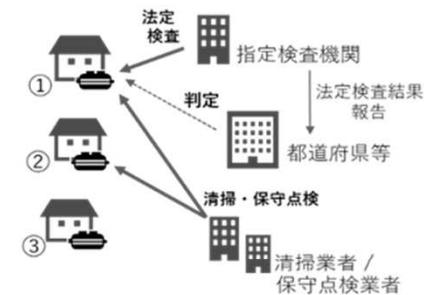
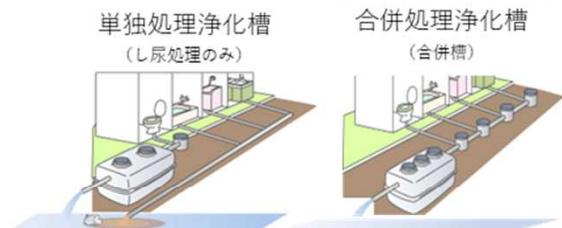
[勧告日：令和6年2月9日 勧告先：環境省]

！ 調査の背景

- 浄化槽の約半数は生活雑排水を公共用海域に直接放流する単独処理浄化槽（単独槽）で水質汚濁・悪臭の原因。平成13年以降は新設が禁止されており、既存の単独槽は老朽化の懸念
<全体753万基のうち357万基、令和3年度末>
- 令和元年の浄化槽法の改正により、生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれのある単独槽を「特定既存単独槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却等の助言・指導等を行う制度が導入
- しかしながら、特定既存単独槽の判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況
<判定実績 3県・1市のみ 計270件、令和3年度>



- ① 法定検査を受検
- ② 法定検査は未受検だが、清掃や保守点検を実施
- ③ いずれも未受検・未実施



調査結果

- ✓ 漏水状態が続く単独槽であっても、現在の判定の考え方（環境省指針）では特定既存単独槽とは判定されない場合あり（右上図①の単独槽）
- ✓ 都道府県等に判定のノウハウがなく、また、法定検査の結果も活用されていないために判定が進まない場合あり（同①）
- ✓ 清掃や保守点検の情報を収集している都道府県等が少なく、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が十分に把握されていない（同②）
- ✓ 都道府県等が作成する浄化槽台帳について、事業者から情報が収集できていない・紙媒体での収集となっているため、台帳の整備が進まず、十分に活用されていない（浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導が徹底されていない）（同②、③）

勧告

判定の考え方の見直し・定量的基準の設定

判定に、法定検査結果を活用するための措置

清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置

浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討

期待される効果

特定既存単独槽の除却等の促進
(合併層への転換)

法定検査、清掃、保守点検の実施率向上

生活環境の保全
公衆衛生の確保

2. 改正法の施行状況を踏まえた見直し・検討

①浄化槽法施行状況点検検討会の目的・スケジュール

○目的

- 総務省・行政評価勧告において改正浄化槽法に基づく各種制度が有効活用されていない点について指摘を受けたことを踏まえ、各種制度の活用促進を図り、**単独処理浄化槽への転換**や浄化槽の維持管理向上を推進するため、浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的として、令和6年2月、**浄化槽法施行状況点検検討会**を立ち上げ。
- 有識者検討会のメインテーマとして、下記2点を設定。
 - ①特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について
 - ②維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について
- 全5回検討会を行い、第5回の検討会後、検討結果を取りまとめ、11月に報告書を公表。
※検討会は原則公開として、第3回以降はYouTubeによる配信により公開。

○検討スケジュール

第1回	令和6年2月15日	検討会の設置、検討の進め方・内容に関する検討
第2回	令和6年3月13日	自治体ヒアリング、論点整理
第3回	令和6年5月16日	関係団体ヒアリング、論点整理
第4回	令和6年6月27日	前回までの議論の確認、対応方針の検討
第5回	令和6年8月28日	検討結果の取りまとめ

2. 改正法の施行状況を踏まえた見直し・検討

②浄化槽法施行状況点検検討会報告書のポイント(今後の取組の基本的方向性)

特定既存単独処理浄化槽に対する措置

- 特定既存単独処理浄化槽（特定既存）に対する措置を促進するため、**令和6年度中を目途に判定基準等の指針を改正する。**
- 11条検査結果を活用した特定既存の把握及び判定を促進するとともに、11条検査未受検の場合にも保守点検・清掃情報を活用した把握及び判定が促進されるよう、保守点検・清掃業者からの情報収集が円滑・有效地に機能するための措置を講じる。
- 地域の実情を踏まえながら、指定検査機関、業界団体の連携・協力体制を構築するとともに必要な教育制度等を充実する。
- 特定既存から合併処理浄化槽への転換を促すため、各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援を実施する。
- 上記取組を進めることで、**令和7年度から5年以内**の間に、11条検査受検率向上や保守点検・清掃情報の収集・報告の仕組みの定着を図り、**11条検査結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存の把握及び判定のサイクルの確立を目指す。**

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化

- 都道府県等が指導に必要な保守点検・清掃情報を収集できるよう、**電子情報による報告の義務化について検討する。**
- 法に基づく維持管理の徹底を周知するとともに、維持管理情報の電子化への財政支援を継続し、都道府県等の活用を促す。
- 保守点検・清掃情報を収集する際の**個人情報の取り扱いについて、改めて明確化・周知する。**
- 法定協議会やそれに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知し、関係者で連携した取組を促す。
- 台帳の精度向上に向け、保守点検・清掃業者と連携した上で、無届浄化槽・休廃止浄化槽の把握のための取組等を促す。
- 全国統一的に収集すべき項目に関する**報告様式（データ様式）の標準化、浄化槽コードの統一化等について検討する。**

2. 改正法の施行状況を踏まえた見直し・検討

③浄化槽法施行状況点検検討会報告書を受けた今後の対応

項目	具体的な内容
特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改正等	<p>令和6年度中を目途に以下を反映した指針改正等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">法定検査項目と特定既存単独処理浄化槽（特定既存）の判定項目との対応関係を整理し、漏水や著しい破損等が認められる場合には特定既存として判定を行う等、客観的・明確な判定基準を設定する。特定既存に対する措置として、合併処理浄化槽への転換を原則としつつ、個別の状況を踏まえて補修を含む対応も認められるケースを明確化する。併せて、法定検査結果報告書に特定既存に該当するおそれの有無を明記することを統一ルール化する（施行規則の改正）。⇒議題2
特定既存単独処理浄化槽の転換に対する財政支援強化	令和7年度予算案において、特定既存から合併処理浄化槽への転換を行う少人数高齢世帯に対する補助額を引き上げ。⇒議題1
維持管理に関する指導・助言マニュアルの作成	自治体が浄化槽管理者に対して適切に維持管理に係る指導・助言を行うための手順や、保守点検・清掃情報の報告様式の標準化等の内容を含む「維持管理に関する指導・助言マニュアル（仮称）」を令和6年度中に作成し、公表・周知する。⇒議題3
デジタル化事例集の作成・展開	浄化槽台帳の整備及び活用に関するデジタル化やDX化（例：災害発生時の活用等）の促進に向け、令和6年度中にデジタル化事例集を作成し、公表・周知する。⇒議題3
個人情報の保護に関する通知の発出	個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等を明確化し、令和6年度中に改めて自治体等に通知を発出・周知する。⇒議題4

3. 特定既存単独処理浄化槽に係る対応事項

①特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定

- 令和2年に策定された「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」について、特定既存単独処理浄化槽（以下、「特定既存」という）の**判定基準を定量化・明確化**された内容に見直すなど、特定既存の適用拡大に向けた所要の改正を行うもの。

＜改正（案）の主なポイント＞

1. 特定既存の判定基準の定量化・明確化 （⇒①-1、①-2）

- 浄化槽法に基づく11条検査の検査項目と、特定既存の該当性の対応関係を表形式及びフロー図で整理。漏水、破損、変形が認められるものはただちに特定既存と判定すべきものとする等、**判定基準を定量化・明確化**。

2. 特定既存に対する措置の優先順位の明確化 （⇒②）

- 特定既存と判定された浄化槽に対する措置の優先順位を整理し、合併浄化槽への**転換を原則**としつつ、**補修による対応が認められるケースを明記**。

3. 指定検査機関の役割の明確化

- 特定既存への指導等を行うに当たり、**委託業務等により指定検査機関が**浄化槽管理者からの相談窓口となる等、**都道府県等をサポートすることが望ましい旨を明記**。

3. 特定既存単独処理浄化槽に係る対応事項

①特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定

①-1 特定既存の判定基準の定量化・明確化（特定既存単独処理浄化槽の判定フロー）

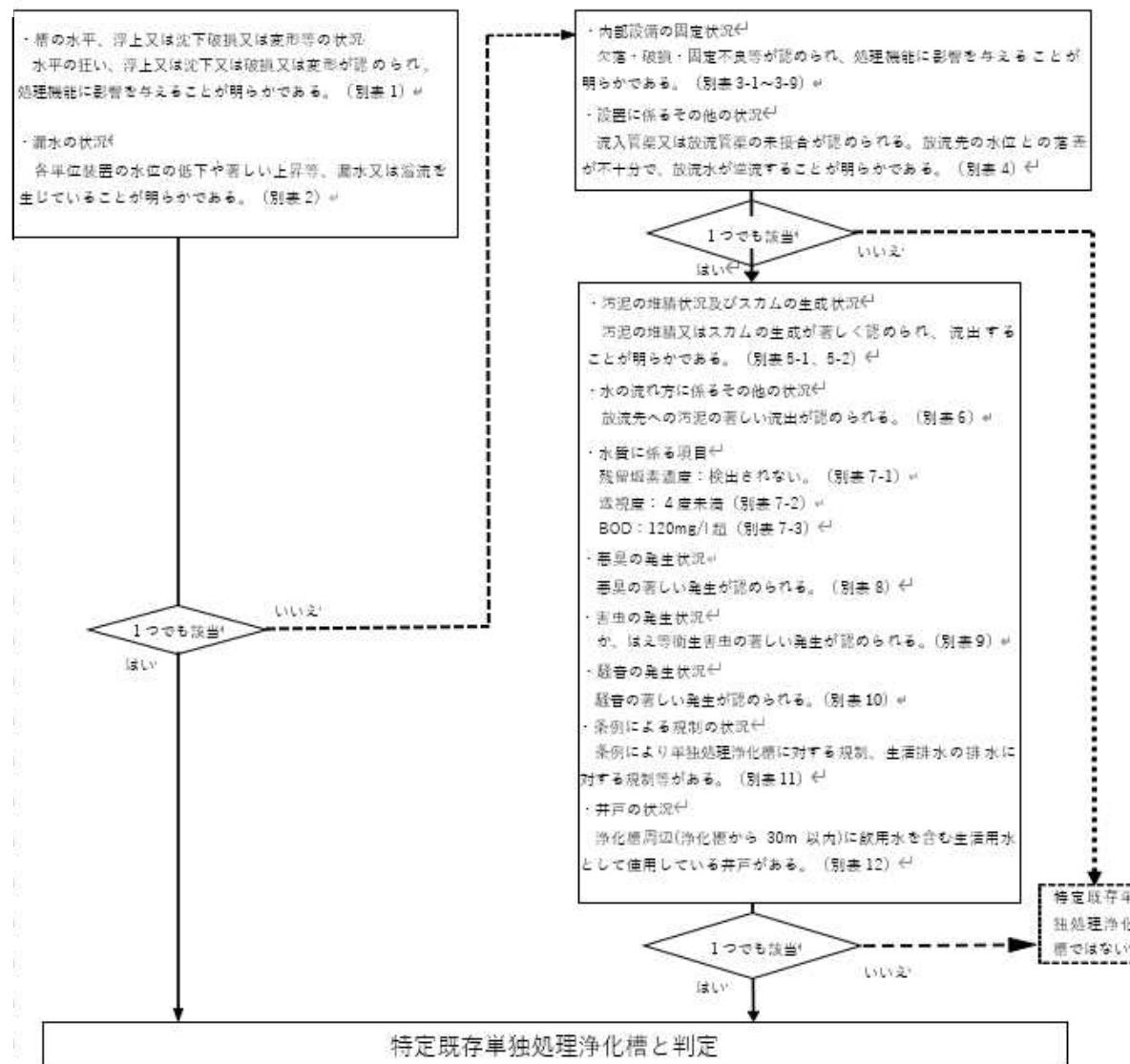


図 特定既存単独処理浄化槽の判定フロー

3. 特定既存単独処理浄化槽に係る対応事項

①特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定

①-2 特定既存の判定基準の定量化・明確化（特定既存判定における各項目の該当性）

表 特定既存単独処理浄化槽の判定における各項目の該当性（抜粋）

番号	項目	チェック項目	該当性
1	槽の水平、浮上又は沈下 破損又は変形等の状況	水平、浮上又は沈下又 は破損又は変形の状況	水平の狂い、浮上又は沈下又は破 損又は変形が認められ、処理機能 に影響を与えることが明らかで ある。
2	漏水の状況	漏水、溢流の状況	各単位装置の水位の低下や著し い上昇等、漏水又は溢流を生じて いることが明らかである。
3-1	内部設備の固定状況	ポンプ設備の固定状況	ポンプ設備の欠落、固定不良が認 められ、処理機能に影響を与える ことが明らかである。
3-2		接触材等の固定及び保 持状況	接触材等の欠落、浮上、破損、脱 落、流出等が認められ、処理機能 に影響を与えることが明らかで ある。

- 浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成14年2月改訂版）を基に整理しており、各項目の該当性について既存の法定検査を活用した判定となるよう明確化。
- 11条検査未受検の浄化槽についても、浄化槽台帳や協議会、報告徴収制度等により得た業者情報等から該当性を確認することで判定を行う。

3. 特定既存単独処理浄化槽に係る対応事項

①特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定

② 特定既存に対する措置の優先順位の明確化

<特定既存単独処理浄化槽に対する措置の考え方>

※指針改正案抜粋

特定既存単独処理浄化槽として判定された場合は、改善に向けた措置として、浄化槽管理者に対して合併処理浄化槽への転換を原則とした指導等を行うこととする。

ただし、保守点検等の結果から判断して、特定既存単独処理浄化槽として判定された事象の再発が起こらない形で補修が可能であり、かつ他の箇所においても破損や漏水等、特定既存単独処理浄化槽の判定となる事象が発生しないことが明らかである場合、補修による改善も認められるものとして指導等を行うこととする。

なお、過去に補修を行った実績があり、再び補修箇所もしくはその周辺に著しい破損や漏水等が発生した場合にあっては、上記によらず合併処理浄化槽への転換を原則とした指導を行うこと。

- 原則として、合併処理浄化槽への転換に向けた指導を行うことで、特定既存単独処理浄化槽の速やかな改善を促進。

3. 特定既存単独処理浄化槽に係る対応事項

②環境省関係浄化槽法施行規則の改正

＜改正条文（案）＞
（定期検査の報告）

これまで第四条の二をそのまま準用していたが、第一項のみ準用

第九条の二 第四条の二第一項の規定は、法第十一條第二項において準用する法第七条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、第四条の二中「設置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と読み替えるものとする。

2 法第十一條第二項において準用する法第七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 定期検査を行った年月日
- 二 净化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- 三 設置場所

これまで第四条の二第二項は書き下し

四 法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている浄化槽にあつては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称

五 前回の定期検査（定期検査を受けたことのない浄化槽にあつては、設置後等の水質検査）の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称

六 定期検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあつては、その原因を含む。）

七 当該浄化槽が法附則第十一條に規定する特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無

特定既存単独処理浄化槽の規定を追加

4. これまでの検討結果・今後のスケジュールについて

➤ これまでの検討結果

令和6年2月：総務省行政評価勧告

令和6年2月：浄化槽法施行状況点検検討会開始

令和6年3月：環境省業務において、技術的検討

令和6年11月：浄化槽法施行状況点検検討会報告書において、特定既存単独処理浄化槽の令和6年度中の改正を提言

令和7年2月：改正項目の検討、パブリックコメント開始

令和7年3月：パブリックコメント終了、パブコメを踏まえた修正完了

令和7年3月（予定）：改正省令・改定指針の公布・施行